

令和6年

第1回日向市議会(定例会)議案

2月2日

日向市

も く ろ く

報告第1号	専決処分の承認について……………	1
報告第2号	専決処分の承認について……………	2
議案第1号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	3
議案第2号	日向市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例……………	4
議案第3号	日向市職員の失職に関する特例条例の一部を改正する条例……………	5
議案第4号	日向市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する 条例……………	6
議案第5号	日向市国民健康保険基金条例等の一部を改正する条例……………	12
議案第6号	日向市手数料条例の一部を改正する条例……………	22
議案第7号	日向市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例……………	28
議案第8号	日向市消防団条例の一部を改正する条例……………	30
議案第9号	日向市介護保険条例の一部を改正する条例……………	31
議案第10号	日向市就学支援委員会条例の一部を改正する条例……………	33
議案第11号	日向市畜産資源リサイクルセンター条例の一部を改正する条例……………	34
議案第12号	日向市空家等対策の推進に関する条例……………	37
議案第13号	日向市水道事業給水条例及び日向市水道布設工事監督者の配置及び資格並びに 水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例……………	39
議案第14号	日向市公共下水道区域外流入分担金に関する条例……………	41
議案第15号	鵜毛辺地に係る総合整備計画の策定について……………	43
議案第16号	定住自立圏形成協定の一部変更について……………	45
議案第17号	あらたに生じた土地の確認及び町の区域の変更について……………	55
議案第18号	第4向日向市農林水産業振興計画の策定について……………	56
議案第19号	市道の路線の廃止について……………	57
議案第20号	市道の路線の変更について……………	58
議案第21号	市道の路線の認定について……………	59

議案第22号	令和5年度日向市一般会計補正予算(第9号)……………	別冊
議案第23号	令和5年度日向市公営住宅事業特別会計補正予算(第2号)……………	別冊
議案第24号	令和5年度日向市財光寺南土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)……………	別冊
議案第25号	令和5年度日向市国民健康保険東郷診療所特別会計補正予算(第1号)……………	別冊
議案第26号	令和5年度日向市介護保険事業特別会計(保険事業勘定)補正予算(第4号)……………	別冊
議案第27号	令和5年度日向市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)……………	別冊
議案第28号	令和5年度日向市下水道事業会計補正予算(第2号)……………	別冊
議案第29号	令和5年度日向市農業集落排水事業会計補正予算(第2号)……………	別冊
議案第30号	令和6年度日向市一般会計予算……………	別冊
議案第31号	令和6年度日向市公営住宅事業特別会計予算……………	別冊
議案第32号	令和6年度日向市財光寺南土地区画整理事業特別会計予算……………	別冊
議案第33号	令和6年度日向市城山墓園事業特別会計予算……………	別冊
議案第34号	令和6年度日向市簡易給水施設特別会計予算……………	別冊
議案第35号	令和6年度日向市国民健康保険事業特別会計予算……………	別冊
議案第36号	令和6年度日向市国民健康保険東郷診療所特別会計予算……………	別冊
議案第37号	令和6年度日向市介護保険事業特別会計(保険事業勘定)予算……………	別冊
議案第38号	令和6年度日向入郷地域介護認定審査事業特別会計予算……………	別冊
議案第39号	令和6年度日向市後期高齢者医療事業特別会計予算……………	別冊
議案第40号	令和6年度日向市水道事業会計予算……………	別冊
議案第41号	令和6年度日向市簡易水道事業会計予算……………	別冊
議案第42号	令和6年度日向市下水道事業会計予算……………	別冊
議案第43号	令和6年度日向市農業集落排水事業会計予算……………	別冊

専決処分の承認について

令和5年度日向市一般会計補正予算（第8号）について別冊のとおり専決処分したので報告し、承認を
求める。

令和6年2月2日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

専決処分の承認について

令和5年度日向市簡易水道事業会計補正予算(第1号)について別冊のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和6年2月2日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

日向市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

日向市固定資産評価審査委員会条例（平成11年日向市条例第15号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(書記)</p> <p>第3条 委員会に書記<u>2人</u>を置く。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(審査申出書の受理及び却下)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4</u> [略]</p>	<p>(書記)</p> <p>第3条 委員会に書記を置く。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(審査申出書の受理及び却下)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4 委員会は、前項の場合において、審査申出人が同項に定める期間内に不備を補正しなかったときは、審査申出書を却下しなければならない。</u></p> <p><u>5</u> [略]</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月2日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

日向市職員の失職に関する特例条例の一部を改正する条例

日向市職員の失職に関する特例条例（昭和45年日向市条例第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第4項の規定に基づき、職員の失職に関する特例を定めるものとする。</p> <p>(失職の特例)</p> <p>第2条 任命権者は、<u>職員が公務、地域活動、PTA活動、ボランティア活動等における事故により、禁錮の刑に処せられ、かつ、その刑の執行を猶予された場合、その罪が過失によるものであるときに限り、情状により当該職員がその職を失わないものとする</u>ことができる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>）第28条第4項の規定に基づき、職員の失職に関する特例を定めるものとする。</p> <p>(失職の特例)</p> <p>第2条 任命権者は、<u>法第16条第1号に該当するに至った職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、刑の執行を猶予された者については、情状により特にその職を失わないものとする</u>ことができる。</p> <p><u>2 職員は、前項の場合において、当該刑の執行猶予が取り消されたときは、その日においてその職を失うものとする。</u></p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月2日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

日向市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(日向市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 日向市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年日向市条例第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号に<u>掲げる職員として採用された会計年度任用職員</u>(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び<u>期末手当</u>をいい、同項第1号に<u>掲げる職員として採用された会計年度任用職員</u>(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、報酬及び<u>期末手当</u>をいう。</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)</p> <p>第10条 給与条例第15条第1項、第3項及び第4項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において同条第1項中「<u>正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員</u>」とあるのは「<u>フルタイム会計年度任用職員</u>について定められた勤務時間(以下この条において「<u>正規の勤務時間</u>」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられた職員」と、同条第3項中「<u>勤務時間等条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間等条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間</u>」とあるのは「<u>週休日の振替により、当該職員についてあらかじめ割り振られた</u></p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号に<u>規定する職員</u>(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいい、同項第1号に<u>規定する職員</u>(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)</p> <p>第10条 給与条例第15条第1項、第3項及び第4項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において同条第1項中「<u>正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員</u>」とあるのは「<u>当該職員</u>について定められた勤務時間(以下この条において「<u>正規の勤務時間</u>」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられた職員」と、同条第3項中「<u>勤務時間等条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間等条例第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間</u>」とあるのは「<u>週休日の振替により、当該職員についてあらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間</u>」</p>

1週間の正規の勤務時間」と、同条第4項中「勤務（勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）」とあるのは「勤務（週休日の振替による勤務のうち前項で規定する規則で定めるものを除く。）」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当）

第11条 給与条例第16条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において同条中「祝日法による休日等（勤務時間等条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、勤務時間等条例第9条に規定する祝日法による休日（勤務時間等条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日に当たるときは規則で定める日）及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間」とあるのは「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下この条において「祝日法」という。）による休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日）（毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、祝日法による休日が週休日に当たるときは、任命権者が別に定める日）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日）において、当該職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当）

第12条 給与条例第17条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において同条中「正規の勤務時間」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

と、同条第4項中「勤務（勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）」とあるのは「勤務（週休日の振替による勤務のうち前項で規定する規則で定めるものを除く。）」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当）

第11条 給与条例第16条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において同条中「祝日法による休日等（勤務時間等条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、勤務時間等条例第9条に規定する祝日法による休日（勤務時間等条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日に当たるときは規則で定める日）及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間」とあるのは「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下この条において「祝日法」という。）による休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日）（毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、祝日法による休日が週休日に当たるときは、任命権者が別に定める日）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日）において、当該職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当）

第12条 給与条例第17条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において同条中「正規の勤務時間」とあるのは「当該職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第14条 給与条例第21条から第21条の3まで (第21条第1項後段及び同条第3項を除く。)の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2・3 [略]

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第28条 給与条例第21条から第21条の3までの規定並びに第14条第2項及び第3項の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの正規の勤務時間が15時間30分未満である者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第21条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第13項第3号において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「月額により報酬を定められている法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として採用された

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第14条 給与条例第21条から第21条の3まで (第21条第3項を除く。)の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2・3 [略]

4 それぞれの基準日に在職するフルタイム会計年度任用職員であつて、任期の定めが6月未満の者のうち、期末手当を支給されるフルタイム会計年度任用職員との均衡上必要があると認められるものは、前3項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより期末手当を支給することができる。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第14条の2 給与条例第22条(同条第2項第2号を除く。)の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項から第4項までの規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第28条 給与条例第21条から第21条の3までの規定及び第14条第2項から第4項までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの正規の勤務時間が15時間30分未満である者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第21条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「月額により報酬を定められている法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」と

会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）については基本報酬の額、時間額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員についてはそれぞれの基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における規則で定める算出方法により求める基本報酬の1月当たりの平均額」と、第14条第2項及び第3項の規定中「フルタイム」とあるのは「パートタイム」と読み替えるものとする。

いう。）については基本報酬の額、時間額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員についてはそれぞれの基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における規則で定める算出方法により求める基本報酬の1月当たりの平均額」と、第14条第2項から第4項までの規定中「フルタイム」とあるのは「パートタイム」と読み替えるものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第28条の2 給与条例第22条（同条第2項第2号を除く。）の規定及び第14条第2項から第4項までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの正規の勤務時間が15時間30分未満である者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第22条第2項第1号中「勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と、同条第3項中「基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における規則で定める算出方法により求める基本報酬の1月当たりの平均額」と、第14条第2項から第4項までの規定中「フルタイム」とあるのは「パートタイム」と読み替えるものとする。

（日向市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 日向市職員の育児休業等に関する条例（平成4年日向市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 給与条例第22条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 給与条例第22条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>

(日向市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 日向市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年日向市条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第18条 第2条の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とす</p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第18条 第2条の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤</u></p>

る。

2 第2条の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。

3 [略]

勉手当とする。

2 第2条の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

3 [略]

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月2日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

日向市国民健康保険基金条例等の一部を改正する条例

(日向市国民健康保険基金条例の一部改正)

第1条 日向市国民健康保険基金条例(昭和39年日向市条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、 <u>特別会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。</u>	(運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、 <u>歳入歳出予算に計上し、基金に編入する。</u>

(日向市育英奨学金貸付基金条例の一部改正)

第2条 日向市育英奨学金貸付基金条例(昭和41年日向市条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第13条・第14条 [略]	(運用益金の処理) <u>第13条 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上し、基金に編入する。</u> 第14条・第15条 [略]

(日向市財政調整積立基金条例の一部改正)

第3条 日向市財政調整積立基金条例(昭和41年日向市条例第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(<u>収益</u> の処理) 第3条 基金の運用から生ずる収益は、 <u>毎会計年度の一般会計歳入歳出予算に</u>	(<u>運用収益</u> の処理) 第3条 基金の運用から生ずる収益は、 <u>歳入歳出予算に計上し、基金に編入す</u>

計上し、基金に繰り入れるものとする。

る。

(日向市土地開発基金条例の一部改正)

第4条 日向市土地開発基金条例(昭和45年日向市条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(運用益金の整理) 第6条 基金の運用から生ずる収益は、 <u>一般会計歳入歳出予算に計上して整理</u> する。	(運用益金の整理) 第6条 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に <u>計上し、基金に編入</u> する。

(日向市退職手当基金条例の一部改正)

第5条 日向市退職手当基金条例(昭和54年日向市条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、 <u>一般会計歳入歳出予算に計上して処理</u> するものとする。	(運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に <u>計上し、基金に編入</u> する。

(日向市図書購入基金条例の一部改正)

第6条 日向市図書購入基金条例(昭和55年日向市条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、 <u>毎会計年度の一般会計歳入歳出予算に計上し、当該基金の設置目的のため支出するものとする。</u>	(運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上し、基金の設置目的の <u>ために支出する。</u>

(消防事務の受託に関する財政調整積立基金条例の一部改正)

第7条 消防事務の受託に関する財政調整積立基金条例(昭和57年日向市条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、<u>一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れするものとする。</u></p>	<p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上し、基金に編入する。</p>

(日向市公共施設整備等資金積立基金条例の一部改正)

第8条 日向市公共施設整備等資金積立基金条例（平成3年日向市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、<u>一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。</u></p>	<p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上し、基金に編入する。</p>

(日向市文化スポーツ振興基金条例の一部改正)

第9条 日向市文化スポーツ振興基金条例（平成3年日向市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 本市の芸術文化及びスポーツの振興を図るため、日向市文化スポーツ振興基金を設置する。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、<u>毎年度の一般会計歳入歳出予算に計上し、当該基金の設置目的のために支出するものとする。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 本市の芸術文化及びスポーツの振興を図るため、日向市文化スポーツ振興基金<u>（以下「基金」という。）</u>を設置する。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上し、基金の設置目的のために支出する。</p>

(日向市うるおい福祉基金条例の一部改正)

第10条 日向市うるおい福祉基金条例（平成3年日向市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(運用益金の処理) 第5条 基金の運用から生ずる収益は、 <u>毎年度の一般会計歳入歳出予算に計上し、当該基金の設置目的のために支出し、又はこの基金に編入するものとする。</u>	(運用益金の処理) 第5条 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上し、基金の設置目的のために支出し、又は基金に編入する。

(日向市ふるさと農村活性化基金条例の一部改正)

第11条 日向市ふるさと農村活性化基金条例（平成6年日向市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、 <u>毎年度の一般会計歳入歳出予算に計上し、当該基金の設置目的のために支出し、又はこの基金に編入するものとする。</u>	(運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上し、基金の設置目的のために支出し、又は基金に編入する。

(日向市介護保険介護給付費準備基金条例の一部改正)

第12条 日向市介護保険介護給付費準備基金条例（平成12年日向市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、 <u>この基金に繰り入れるものとする。</u>	(運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、 <u>歳入歳出予算に計上し、基金に編入する。</u>

(日向市下水道事業債償還基金条例の一部改正)

第13条 日向市下水道事業債償還基金条例（平成13年日向市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後

(運用収益の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、下水道事業会計に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(運用収益の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上し、基金に編入する。

(日向市地域振興基金条例の一部改正)

第14条 日向市地域振興基金条例（平成20年日向市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、<u>毎会計年度の一般会計歳入歳出予算に計上し、第1条に規定する基金設置の目的（以下「基金設置目的」という。）のために支出するものとする。</u></p> <p>(処分)</p> <p>第6条 市長は、<u>基金設置目的</u>を達成するため必要があると認める場合に限り、<u>基金の全部又は一部を処分することができる。</u></p>	<p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上し、<u>基金の設置目的</u>のために支出する。</p> <p>(処分)</p> <p>第6条 市長は、<u>基金の設置目的</u>を達成するため必要があると認める場合に限り、<u>基金の全部又は一部を処分することができる。</u></p>

(日向市学校施設整備基金条例の一部改正)

第15条 日向市学校施設整備基金条例（平成21年日向市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、<u>毎会計年度の一般会計歳入歳出予算に計上し、第1条に規定する基金設置の目的（以下「基金設置目的」という。）のために支出するものとする。</u></p> <p>(処分)</p> <p>第6条 市長は、<u>基金設置目的</u>を達成するため必要があると認める場合に限り、<u>基金の全部又は一部を処分することができる。</u></p>	<p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上し、<u>基金の設置目的</u>のために支出する。</p> <p>(処分)</p> <p>第6条 市長は、<u>基金の設置目的</u>を達成するため必要があると認める場合に限り、<u>基金の全部又は一部を処分することができる。</u></p>

(日向市市民活動支援基金条例の一部改正)

第16条 日向市市民活動支援基金条例(平成22年日向市条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、 <u>毎会計年度の一般会計歳入歳出予算に計上し、基金設置の目的のために支出するものとする。</u>	(運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上し、 <u>基金の設置目的のために支出する。</u>

(日向市過疎地域振興基金条例の一部改正)

第17条 日向市過疎地域振興基金条例(平成23年日向市条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、 <u>予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。</u>	(運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、 <u>歳入歳出予算に計上し、基金に編入する。</u>

(日向市みどりのまちづくり基金条例の一部改正)

第18条 日向市みどりのまちづくり基金条例(平成25年日向市条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、 <u>毎会計年度の一般会計歳入歳出予算に計上し、第1条に規定する基金設置の目的(以下「基金設置目的」という。)のために支出するものとする。</u> (処分) 第6条 市長は、 <u>基金設置目的</u> を達成するため必要があると認める場合に限り、	(運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上し、 <u>基金の設置目的</u> のために支出する。 (処分) 第6条 市長は、 <u>基金の設置目的</u> を達成するため必要があると認める場合に限り、

基金の全部及び一部を処分することができる。

り、基金の全部及び一部を処分することができる。

(日向市再生可能エネルギー設備維持管理基金条例の一部改正)

第19条 日向市再生可能エネルギー設備維持管理基金条例(平成26年日向市条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上し、 <u>第1条に規定する基金設置の目的</u> (以下「 <u>基金設置目的</u> 」という。)のために支出するものとする。 (処分) 第6条 市長は、 <u>基金設置目的</u> を達成するため必要があると認める場合に限り、 <u>基金の全部又は一部を処分</u> することができる。	(運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、 <u>歳入歳出予算</u> に計上し、 <u>基金に編入</u> する。 (処分) 第6条 市長は、 <u>基金の設置目的</u> を達成するため必要があると認める場合に限り、 <u>基金の全部又は一部を処分</u> することができる。

(ふるさと日向市応援寄附金基金条例の一部改正)

第20条 ふるさと日向市応援寄附金基金条例(平成27年日向市条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、 <u>毎会計年度の予算</u> に計上し、 <u>第1条に規定する基金設置の目的</u> (以下「 <u>基金設置目的</u> 」という。)のために支出するものとする。 (処分) 第6条 市長は、 <u>基金設置目的</u> を達成するため必要があると認める場合に限り、 <u>基金の全部又は一部を処分</u> することができる。	(運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、 <u>歳入歳出予算</u> に計上し、 <u>基金の設置目的</u> のために支出する。 (処分) 第6条 市長は、 <u>基金の設置目的</u> を達成するため必要があると認める場合に限り、 <u>基金の全部又は一部を処分</u> することができる。

(日向市総合体育館建設基金条例の一部改正)

第21条 日向市総合体育館建設基金条例(平成29年日向市条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上し、<u>基金に繰り入れるものとする。</u></p> <p>(処分)</p> <p>第6条 市長は、<u>基金設置目的</u>を達成するため必要があると認める場合に限り、<u>基金の全部又は一部を処分</u>することができる。</p>	<p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、<u>歳入歳出予算</u>に計上し、<u>基金に編入</u>する。</p> <p>(処分)</p> <p>第6条 市長は、<u>基金の設置目的</u>を達成するため必要があると認める場合に限り、<u>基金の全部又は一部を処分</u>することができる。</p>

(日向市減債基金条例の一部改正)

第22条 日向市減債基金条例（平成元年日向市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(運用収益の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から<u>生じる</u>収益は、<u>一般会計歳入歳出予算</u>に計上し、<u>基金に繰り入れるものとする。</u></p>	<p>(運用収益の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から<u>生ずる</u>収益は、歳入歳出予算に計上し、<u>基金に編入</u>する。</p>

(日向市ひまわり基金条例の一部改正)

第23条 日向市ひまわり基金条例（平成元年日向市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(運用益金の処理)</p> <p>第5条 基金の運用から生ずる収益は、<u>毎会計年度の一般会計歳入歳出予算</u>に計上し、<u>当該基金の設置目的のために支出するものとする。</u></p>	<p>(運用益金の処理)</p> <p>第5条 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上し、<u>基金の設置目的のために支出する。</u></p>

(日向市森林環境譲与税基金条例の一部改正)

第24条 日向市森林環境譲与税基金条例（令和元年日向市条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、 <u>毎会計年度の</u> 予算に計上し、 <u>基金に繰り入れるものとする。</u>	(運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、 <u>歳入歳出</u> 予算に計上し、 <u>基金に編入</u> する。

(日向市新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付利子補給基金条例の一部改正)

第25条 日向市新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付利子補給基金条例（令和2年日向市条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上し、 <u>当該基金の設置目的のために支出するものとする。</u>	(運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、 <u>歳入歳出</u> 予算に計上し、 <u>基金に編入</u> する。

(日向市原油・原材料高対策特別貸付利子補給基金条例の一部改正)

第26条 日向市原油・原材料高対策特別貸付利子補給基金条例（令和4年日向市条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、 <u>毎会計年度の</u> 予算に計上し、 <u>当該基金の設置目的のために支出するものとする。</u>	(運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、 <u>歳入歳出</u> 予算に計上し、 <u>基金に編入</u> する。

(日向市みやざき再生支援特別貸付利子補給基金条例の一部改正)

第27条 日向市みやざき再生支援特別貸付利子補給基金条例（令和4年日向市条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、 <u>毎会計年度の</u> 予算に計上し、 <u>当該基金</u>	(運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、 <u>歳入歳出</u> 予算に計上し、 <u>基金に編入</u> す

の設置目的のために支出するものとする。

る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月2日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

日向市手数料条例の一部を改正する条例

日向市手数料条例（平成12年日向市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後					
別表第3（第2条関係）				別表第3（第2条関係）					
手数料を納付すべき者	区分	手数料の額		手数料を納付すべき者	区分	手数料の額			
[略]				[略]					
2 消防法第11条第1項前段の規定による設置の許可を受けようとする者	[略]			2 消防法第11条第1項前段の規定による設置の許可を受けようとする者	[略]				
	貯蔵所	[略]			貯蔵所	[略]			
		浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの			<u>1,180,000円</u>	浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	<u>1,450,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの			<u>1,410,000円</u>		危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	<u>1,720,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの			<u>1,590,000円</u>		危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	<u>1,920,000円</u>
	危険物の貯蔵最大数量	<u>1,950,000円</u>		危険物の貯蔵最大数量	<u>2,360,000円</u>				

		量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	
		危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	<u>2,270,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	<u>4,550,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	<u>5,820,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	<u>7,070,000円</u>
	[略]		
	[略]		
[略]			

別表第4 (第2条関係)

		量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	
		危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	<u>2,740,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	<u>5,640,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	<u>7,240,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	<u>8,790,000円</u>
	[略]		
	[略]		
[略]			

別表第4 (第2条関係)

<p>126条の規定に基づく戸籍に関する事務の手数料</p>	<p>書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	<p>1件</p>	<p>700円</p>	
	<p>除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明</p>			

[略]			
届出若しくは申請の受理の 証明書の交付又は届書その 他市長の受理した書類に記 載した事項の証明書の交付	[略]		
届書その他市長の受理した 書類を閲覧に供する事務	[略]		
[略]			

		書の請求が同項の規定によ り同項に規定する電子情報 処理組織を使用する方法に より行われた場合に限る。)	
		における当該発行及び除籍 電子証明書提供用識別符号 の発行に係る除籍電子証明 書の請求を行う者が同時に 当該除籍電子証明書が証明 する事項と同一の事項を証 明する除かれた戸籍の謄本 若しくは抄本又は除籍証明 書の請求を行う場合におけ る当該発行を除く。)	
[略]			
届出若しくは申請の受理の 証明書の交付、届書その他 市長の受理した書類に記載 した事項の証明書の交付又 は届書等情報の内容の証明 書の交付	[略]		
届書その他市長の受理した 書類を閲覧に供する事務又 は届書等情報の内容を表示 したものを閲覧に供する事 務	[略]		
[略]			

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第4の改正規定は、令和6年3月1日から施行する。

令和6年2月2日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

日向市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

日向市消防団員等公務災害補償条例（昭和42年日向市条例第19号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後																							
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、<u>8,900円</u>とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>別表（第5条関係）</p> <p>補償基礎額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		階級	勤務年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上					<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>別表（第5条関係）</p> <p>補償基礎額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		階級	勤務年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上				
階級	勤務年数																								
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																						
階級	勤務年数																								
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																						

団長及び副団長	12,440円	13,320円	14,200円	団長及び副団長	12,500円	13,350円	14,200円
分団長及び副分団長	10,670円	11,550円	12,440円	分団長及び副分団長	10,800円	11,650円	12,500円
部長、班長及び団員	8,900円	9,790円	10,670円	部長、班長及び団員	9,100円	9,950円	10,800円
備考 1・2 [略]				備考 1・2 [略]			

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の日向市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以降に支給すべき事由の生じた日向市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以降の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

令和6年2月2日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

日向市消防団条例の一部を改正する条例

日向市消防団条例（昭和41年日向市条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(定員) 第2条 団員の定員は、 <u>950名</u> とする。	(定員) 第2条 団員の定員は、 <u>850名</u> とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月2日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

日向市介護保険条例の一部を改正する条例

日向市介護保険条例（平成12年日向市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(保険料率)</p> <p>第3条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1項に掲げる者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 <u>32,400円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>48,600円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>48,600円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>58,320円</u></p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>64,800円</u></p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>77,760円</u></p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>84,240円</u></p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>97,200円</u></p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>110,160円</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第3条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に掲げる者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 <u>28,920円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>43,560円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>43,800円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>57,240円</u></p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>63,600円</u></p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>76,320円</u></p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>82,680円</u></p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>95,400円</u></p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>108,120円</u></p> <p><u>(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 120,840円</u></p> <p><u>(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 133,560円</u></p> <p><u>(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 146,280円</u></p> <p><u>(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 152,640円</u></p>

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,440円とする。
- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「19,440円」とあるのは、「32,400円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「19,440円」とあるのは、「45,360円」と読み替えるものとする。

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、18,120円とする。
- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「18,120円」とあるのは、「30,840円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「18,120円」とあるのは、「43,560円」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の日向市介護保険条例第3条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

令和6年2月2日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

日向市就学支援委員会条例の一部を改正する条例

日向市就学支援委員会条例（昭和58年日向市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>○日向市<u>就学支援委員会</u>条例 （設置）</p> <p>第1条 障害のある幼児、児童及び生徒（以下「障害のある児童生徒」という。）<u>に対し適正な就学支援を行うことにより、教育の機会均等の確保を図るとともに本市教育の充実を期するため、日向市就学支援委員会</u>（以下「委員会」という。）を置く。</p>	<p>○日向市<u>教育支援委員会</u>条例 （設置）</p> <p>第1条 障害のある幼児、児童及び生徒（以下「障害のある児童生徒」という。）<u>に対する教育上の適切な支援について調査審議を行うことを目的に、日向市教育支援委員会</u>（以下「委員会」という。）を置く。</p>

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
（日向市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 日向市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年日向市条例第28号）の一部を次のように改める。
別表地方公務員法第3条第3項第2号の規定に該当の項職名の欄中「就学支援委員会委員」を「教育支援委員会委員」に改める。

令和6年2月2日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

日向市畜産資源リサイクルセンター条例の一部を改正する条例

日向市畜産資源リサイクルセンター条例（平成18年日向市条例第23号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第2条 牛ふんの^{たい}堆肥及び汚泥（以下「牛ふん等」という。）の肥料化を行い、市内の農地に還元することにより、資源循環の確立及び農業振興を図るため、日向市畜産資源リサイクルセンター（以下「リサイクルセンター」という。）を設置する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第4条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) ^{たい}堆肥の生産及び提供に関する業務</p> <p>(3) ^{たい}堆肥の有効利用のための調査及び研究に関する業務</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>(業務時間)</p> <p>第5条 リサイクルセンターの業務時間は、午前8時30分から午後5時までとする。<u>ただし、土曜日にあつては、午前8時30分から午前11時までとする。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(休業日)</p> <p>第6条 リサイクルセンターの休業日は、次のとおりとする。ただし、指定管</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 牛ふんの^{たい}堆肥及び汚泥（以下「牛ふん等」という。）の肥料化を行い、市内の農地に還元することにより、資源循環の確立及び農業振興を図るため、日向市畜産資源リサイクルセンター（以下「リサイクルセンター」という。）を設置する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第4条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) ^{たい}堆肥の生産及び提供に関する業務</p> <p>(3) ^{たい}堆肥の有効利用のための調査及び研究に関する業務</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>(業務時間)</p> <p>第5条 リサイクルセンターの業務時間は、午前8時30分から午後5時までとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(休業日)</p> <p>第6条 リサイクルセンターの休業日は、次のとおりとする。ただし、指定管</p>

理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

- (1) 日曜日
- (2)・(3) [略]

(利用料金)

第8条 リサイクルセンターで生産した堆肥^{たい}を利用する者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

- 2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。
- 3 利用料金は、法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

別表（第8条関係）

種別	区別	全額
牛ふん堆肥 ^{たい}	[略]	
汚泥堆肥 ^{たい}		

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2)・(3) [略]

(使用料)

第8条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

- 2 市長は、特別の理由があると認めるときは、前項の使用料の全部又は一部を免除することができる。
- 3 市長は、既納の使用料は返還しないものとする。

(利用料金)

第9条 市長は、適当と認めるときは、施設等の利用料金を当該指定管理者の収入として、收受させるものとする。

- 2 前項の場合における利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。
- 3 指定管理者は、市長があらかじめ定めた基準に従い、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

別表（第8条関係）

種別	区別	全額
牛ふん堆肥	[略]	
汚泥堆肥		

令和6年2月2日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

日向市空家等対策の推進に関する条例

日向市空家等対策の推進に関する条例（平成29年日向市条例第9号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、市の空家等に関する施策の推進に関し必要な事項を定め、市民の生活環境の保全を図り、もって市全体の活力や地域の魅力を維持、向上させることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「市民等」とは、市内に居住する個人又は市内で事業その他活動を行う個人若しくは法人その他の団体をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（市の責務）

第3条 市は、空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関して必要な措置を適切に講ずるとともに、所有者等及び市民等に対し、空家等の適切な管理に関する情報を提供することその他の必要な支援を行うものとする。

（所有者等の責務）

第4条 所有者等は、空家等の周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任及び負担において必要な措置を講じ、空家等を適切に管理しなければならない。

2 所有者等は、空家等を自らが利用する見込みがないときは、賃貸、売買その他の方法により、当該空家等を積極的に活用するよう努めるものとする。

3 空家等の存する敷地の所有者は、当該敷地を他者に使用させている場合は、当該敷地に存する空家等の所有者等に対して当該空家等を適切に管理させるよう努めるものとする。

（市民等の役割）

第5条 市民等は、空家等が及ぼす生活環境への悪影響について理解を深め、良好な生活環境の確保に努めるとともに、市が実施する空家等に関する施策及び空家等の活用に協力するよう努めるものとする。

2 不動産業、建設業その他空家等の活用に関する事業を営む者は、自らの事業活動を通じて、空家等の活用及び流通の促進に努めるものとする。

（緊急安全措置）

第6条 市長は、空家等が老朽化し、又は被災による倒壊、管理不全その他の要因による危険な状態が切迫し、これを放置することにより、人命、身体若しくは財産に重大な損害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、法令に違反しない限りにおいて必要な最低限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）を自ら講じ、又は委任した者に講じさせることができる。

2 市長は、緊急安全措置を講じたときは、当該緊急安全措置に係る空家等の所有者等に対し、当該緊急安全措置の概要その他必要な事項を通知するものとする。

3 前項の所有者等又はその連絡先を確認することができないときは、同項の緊急安全措置の概要等を公表するものとする。

4 市長は、緊急安全措置を講じたときは、当該緊急安全措置に係る空家等の所有者等から当該緊急安全措置に要した費用を徴収するものとする。

(関係機関との連携)

第7条 市長は、法又はこの条例の施行のために必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察その他の関係機関に対し、空家等の所有者等に関する情報の提供、当該関係機関の権限に基づく措置の実施その他の協力を求めることができる。

(審議会)

第8条 空家等に関する施策の推進に関し、適正かつ円滑な運用を図るため、市長の諮問に応じ、調査審議する日向市空家等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員15名以内をもって組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、その職に基づいて委嘱され、又は任命された委員の任期は、当該職にある期間までとし、欠員が生じた場合における補欠の委員は、前任者の任期を引き継ぐものとする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正前の日向市空家等対策の推進に関する条例（平成29年日向市条例第9号）第15条の規定により委嘱し、又は任命された日向市空家等対策審議会委員である者は、この条例の施行の日に、第8条第2項の規定により審議会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。

3 前項の規定により委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、第8条第3項の規定にかかわらず、令和6年8月5日までとする。

令和6年2月2日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

日向市水道事業給水条例及び日向市水道布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例

(日向市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 日向市水道事業給水条例(昭和39年日向市条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 給水装置工事 給水装置の新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。))第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去のための工事をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 給水装置工事 給水装置の新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。))第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去のための工事をいう。</p>

(日向市水道布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正)

第2条 日向市水道布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例(平成24年日向市条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p> <p>2 [略]</p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p> <p>2 [略]</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月2日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

日向市公共下水道区域外流入分担金に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本市が行う公共下水道事業に要する費用の一部に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、区域外流入に係る分担金（以下「分担金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 区域外流入 下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第4条第1項の規定により定めた公共下水道の事業計画に定める予定処理区域外の区域から排除される汚水（法第2条第1号に規定する汚水をいう。）を公共下水道に流入させることをいう。
- (2) 区域外受益者 区域外流入をする土地の所有者をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。）の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は賃借人をいう。

(分担金の額)

第3条 分担金の額については、日向市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和61年日向市条例第3号。以下「負担条例」という。）第4条の規定を準用する。この場合において、同条中「受益者」とあるのは「区域外受益者」と、「負担金」とあるのは「分担金」と読み替えるものとする。

- 2 前項の場合において、区域外流入をする土地が2筆以上あるときは、1筆ごとに計算して合算するものとする。
- 3 前2項の分担金の額について、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(分担金の賦課及び徴収)

第4条 市長は、区域外受益者ごとに、前条の規定により分担金の額を定め、これを賦課するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により分担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該分担金の額及びその納付期限を区域外受益者に通知しなければならない。
- 3 分担金は、一括して徴収するものとする。

(分担金の減額又は免除)

第5条 分担金の減額又は免除については、負担条例第8条の規定を準用する。この場合において、同条中「負担金」とあるのは「分担金」と、同条第2項中「受益者」とあるのは「区域外受益者」と読み替えるものとする。

(督促手数料及び延滞金)

第6条 分担金の督促手数料及び延滞金の徴収については、日向市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例（昭和42年日向市条例第28号）の規定を適用する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月2日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

鵜毛辺地に係る総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定に基づき、鵜毛辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり策定する。

令和6年2月2日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

総合整備計画書(案)

宮崎県日向市鵜毛辺地
(辺地の人口148人 面積 6.7km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

日向市大字平岩字 下赤木、上赤木、西金山、東金山、上飯谷川、ヒキケ谷、上登セ、下登セ、ナル石、小原、元屋敷、ウケノ上、浜場、後口田、ウケ前田、鵜毛、沖ノ口、ヲシケ谷、上長ソ、鴛が尾、ツガ、上松葉山、日ノ平、クスモレ、タイソヲ、ハトノ山

(2) 地域の中心の位置

日向市大字平岩字鵜毛4520番地イ

(3) 辺地度点数 132点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

鵜毛辺地は、当市南西部に位置し、中心市街地から約10km離れた地点にある。

当辺地は、水稻を中心とした農村集落であるが、中山間地域に位置しており、集落間の距離が長く、孤立性の強い配置となっている。地域住民の日常生活に関わる用事や交流活動では、中心市街地や近隣地域の各種施設を日常的に利用しているが、人口構成において人口流出や少子高齢化の進行が顕著に表れており、今後さらに進行することが予想される。

(1) 市道

市道南日向日の平線は、当辺地と南日向を結び、通勤・通学等の生活道路の基幹となる市道等であるが、幅員も狭く落石等の危険性も高いため、通行に支障を来している。市道の改良工事を行うことで、生活道路や地域防災道路としての道路網を整備し、地域住民の利便性向上を図る。

3 公共的施設の整備計画

令和6年度から令和10年度まで 5年間

(単位 千円)

施設名	事業区分 主体名	事業費	財源内容		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
市道	日向市	160,000		160,000	160,000
合計		160,000		160,000	160,000

定住自立圏形成協定の一部変更について

日向市議会基本条例（平成29年日向市条例第12号）の規定に基づき、延岡市と締結している定住自立圏形成協定を別紙のとおり一部変更することについて、議会の議決を求める。

令和6年2月2日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

別紙

定住自立圏形成協定変更協定書

延岡市（以下「甲」という。）と日向市（以下「乙」という。）は、平成22年1月7日に締結した定住自立圏形成協定の一部を次のとおり変更する。

1 別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第3条第1号関係）

① 医療

圏域医療体制の充実	取組の内容	圏域の医療体制の維持・充実を図るため、圏域の二次・三次医療を担う拠点病院である宮崎県立延岡病院と地域医療機関との機能分担による地域医療連携体制の構築や、医師等の地域の医療資源の確保・充実に向けた取組を行う。
	甲の役割	(1)乙と共同し、宮崎県立延岡病院と地域医療機関の機能分担による地域完結型医療の構築を進める取組を支援するとともに、支援の調整を図る。 (2)乙と共同し、適正受診の啓発や医療情報の提供のための取組を行うとともに、取組の調整を図る。 (3)乙と共同し、医師等の確保に向けた取組を行うとともに、取組の調整を図る。 (4)地域医療の集積地である甲の区域において、既存医療機関の機能強化及び医療機関の新規開業等について支援を行う。
	乙の役割	(1)甲と共同し、宮崎県立延岡病院と地域医療機関の機能分担による地域完結型医療の構築を進める取組を支援する。 (2)甲と共同し、適正受診の啓発や医療情報の提供のための取組を行う。 (3)甲と共同し、医師等の確保に向けた取組を行う。
初期救急医療体制の確立	取組の内容	初期救急医療体制を確立するため、延岡市夜間急病センターの整備及び充実を図るとともに、小児患者の適正受診を促すための取組を行う。
	甲の役割	(1)延岡市夜間急病センターを管理し、及び運営するとともに、必要な経費を負担する。 (2)乙と共同し、小児患者の適正受診を促すための取組を行うとともに、取組の調整を図る。

	乙の役割	(1)乙の区域の住民が延岡市夜間急病センターの小児科を利用するにあたり、受益に応じた経費を負担する。 (2)甲と共同し、小児患者の適正受診を促すための取組を行う。
救急医療の高度化のためのデジタル技術や新たな救急モビリティの活用	取組の内容	宮崎県北部地域は、高度医療の拠点である宮崎大学医学部附属病院から遠いため、出動要請から15分以内に医師による治療開始を目標とするドクターヘリの運用「15分ルール」において、その15分圏内に入っておらず、救命救急医療の対応力強化が長年の課題となっている。 新たなデジタル技術の活用や救急モビリティとして期待されている「空飛ぶクルマ」の活用により、長年の課題解決を図り、救命率の向上を目指す。
	甲の役割	(1)救急車、ドクターカー及びドクターヘリ（救急モビリティ）並びに医療機関との間での患者情報の共有システムや救急モビリティの運行管理システムを構築し、迅速で的確な医療措置及び最適な搬送経路の選定による搬送時間の短縮などを図る。 (2)新たな、かつ、ドクターヘリよりも狭い場所で離着陸が可能な救急モビリティとして期待されている「空飛ぶクルマ」の医療・防災分野での活用に向け、国や県、関係機関との検討を重ねるとともに、各種調査分析や離着陸場の選定などを基に「空飛ぶクルマ運航計画」を策定し、令和9年度以降の「空飛ぶクルマ」の救急医療及び防災分野での実装を目指す。
	乙の役割	甲と情報を共有し、県北市町村での連携体制を構築することで、県北部地域全体が抱えている課題の解決を目指す。

② 福祉

子ども・子育て支援対策	取組の内容	圏域における定住化や子どもを安心して生み育てる環境づくりを効果的に推進するため、子育て支援施設などのネットワークを形成するとともに、児童福祉施設の相互連携や活用を図る。
	甲の役割	(1)子育て支援施設等の情報共有や子育て相談等の実施について、乙と共同して研究し、行政間の相互連携を図る。 (2)甲の区域の住民の利便性の向上を図るため、乙の区域の児童福祉施設を活用するとともに、活用にあたっての調整を図る。
	乙の役割	(1)子育て支援施設等の情報共有や子育て相談等の実施について、甲と共同して研究し、行政間の相互連携を図る。 (2)乙の区域の住民の利便性の向上を図るため、甲の区域の児童福祉施設を活用するとともに、活用にあたっての調整を図る。

③ 教育

大学との連携	取組の内容	大学の持つ専門知識や施設を活用し、生涯学習の推進や人材育成、地域福祉の向上、地域振興を図るための取組を行う。
	甲の役割	(1)圏域住民を対象に、九州医療科学大学の教員による、医療・福祉等に関する専門性の高い講座や講演会を開催する。 (2)乙と共同し、大学を活用した地域福祉の向上や地域振興を促すための取組を行うとともに、取組の調整を図る。 (3)圏域の生徒の九州医療科学大学への進学を促進する。
	乙の役割	(1)乙の区域の住民を対象に、甲が実施する講座の受講者や講演会の参加者の募集を行う。 (2)甲と共同し、大学を活用した地域福祉の向上や地域振興を促すための取組を行う。 (3)甲の実施する九州医療科学大学への進学を促進する取組の周知等に協力する。

④ 産業振興

雇用の場の確保	取組の内容	圏域の雇用の創出を図るため、産学官連携や圏域内の企業連携を支援するなど産業の振興を促進する。
	甲の役割	(1)乙と共同し、産学官連携や企業連携の取組を支援するとともに、取組の調整を図る。 (2)地場産業の振興を図るため、乙と共同し、大都市圏等で開催される展示会への圏域の企業の出展を支援する。
	乙の役割	(1)甲と共同し、産学官連携や企業連携の取組を支援する。 (2)地場産業の振興を図るため、甲と共同し、大都市圏等で開催される展示会への圏域の企業の出展を支援する。
鳥獣被害防止対策の推進	取組の内容	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のため、甲及び乙が策定した被害防止計画に定めた鳥獣被害防止対策を進める。
	甲の役割	(1)効果的な有害捕獲対策を確立するため、乙と捕獲やその体制等について情報交換を行う。 (2)乙と共同して鳥獣被害防止対策の研究を行い、被害の軽減及び防止に取り組むとともに、取組の調整を図る。
	乙の役割	(1)効果的な有害捕獲対策を確立するため、甲と捕獲やその体制等について情報交換を行う。 (2)甲と共同して鳥獣被害防止対策の研究を行い、被害の軽減及び防止に取り組む。

圏域観光の推進	取組の内容	圏域の豊かな海浜環境、森林環境、文化、神話・伝説等の観光資源を有効活用し、熊本県及び大分県の自治体とも協力しながら、観光産業の振興を図る。
	甲の役割	愛宕山、日豊海岸、祖母傾国定公園等の自然を活かした観光や、神話、食を活かした観光の振興を図るなど、延岡市観光振興ビジョンの推進に取り組みつつ、乙と共同し、また、宮崎県北部広域行政事務組合、九州中央地域連携推進協議会等の関係機関とも連携し、圏域の調整を図りながら、圏域観光ルートの創設や情報発信に取り組む。
	乙の役割	馬ヶ背やクルスの海、ひよっこ夏祭り、美々津の街並み、若山牧水のふるさと等、乙の区域の観光資源の魅力を高めるとともに、甲と共同し、また、宮崎県北部広域行政事務組合、九州中央地域連携推進協議会等の関係機関とも連携しながら、圏域観光ルートの創設や情報発信に取り組む。

⑤ 環境

省エネ設備と再エネ設備の最大限の導入による圏域全体の脱炭素化の実現	取組の内容	圏域全体で省エネ設備や再エネ設備の最大限の導入を図り、住民の脱炭素に対する意識や行動変容につながる取組を実施し、2050年までの圏域全体の脱炭素化を実現する。
	甲の役割	脱炭素先行地域での知見やノウハウを甲の区域全体に展開することで、省エネ設備や再エネ設備の最大限の導入や住民の意識・行動変容につながる取組を実施し、乙と共同して圏域全体の脱炭素化を実現する。
	乙の役割	省エネ設備や地域資源を活用した再エネ設備の最大限の導入を図り、住民の意識・行動変容につながる取組を実施し、甲と共同して圏域全体の脱炭素化を実現する。

⑥ 防災

消防相互応援体制の整備	取組の内容	圏域において、大規模又は特殊な災害が発生し、市町村等単独では対応できない場合において、甲及び乙相互の消防力を活用して災害に対処する。平時においては、相互の訓練施設や防災研修センター等を活用し、地域防災力の向上を図る。また、甲乙は連携し、更なるドクターカー運用体制の構築に協力する。
-------------	-------	--

	甲の役割	(1)乙の長から応援出動の要請があった場合、その施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害の軽減を図る。 (2)乙の地域防災力の向上を図るため、乙が甲の訓練施設や防災研修センター等を利用することができるよう調整を図る。
	乙の役割	(1)甲の長から応援出動の要請があった場合、その施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害の軽減を図る。 (2)甲の訓練施設や防災研修センター等を利用し、地域防災力の向上を図る。
大規模災害時の相互応援体制の整備	取組の内容	災害対策基本法第67条第1項の規定に基づき、それぞれの地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分な被災者支援及び応急措置が実施できない場合、円滑に市町村間相互の応援を行う。
	甲の役割	乙と共同し、食料品、飲料水及び生活必需品の提供、避難施設及び収容施設並びに住宅の提供、医療及び防疫に必要な資機材並びに物資の提供などを行う。
	乙の役割	甲と共同し、食料品、飲料水及び生活必需品の提供、避難施設及び収容施設並びに住宅の提供、医療及び防疫に必要な資機材並びに物資の提供などを行う。

別表第2（第3条第2号関係）

① デジタル・ディバイドの解消に向けたインフラ整備

地域情報ネットワークの構築	取組の内容	圏域内のデジタル・ディバイド（情報格差）を是正することで、地理的な格差を克服し、産業振興や若者の定住人口の増大を促すため、圏域でケーブルテレビ網、光ケーブル網等を共用し、各自治体の行政情報や防災情報の共有を図るとともに、地上デジタル放送への対応、多チャンネルサービス、インターネットサービス、IP電話サービス等を提供できる環境を構築する。また、ケーブルテレビ事業者は技術的なアドバイスを行う。
	甲の役割	乙と共有することができる行政、防災等の情報データ放送配信システムの構築について共同で研究するとともに、研究にあたっての調整を図る。
	乙の役割	甲と共有することができる行政、防災等の情報データ放送配信システムの構築について共同で研究する。

デジタル技術を活用した遠隔医療、遠隔教育等システム構築の研究	取組の内容	圏域内のケーブルテレビ網や光ケーブル網を活用した遠隔医療や遠隔教育等のシステム構築に向けた研究を行う。また、ケーブルテレビ事業者は技術的なアドバイスをを行う。
	甲の役割	乙と共有することができるシステムの構築について共同で研究するとともに、研究にあたっての調整を図る。
	乙の役割	甲と共有することができるシステムの構築について共同で研究する。
マイナンバーを活用した行政手続きのオンライン申請等の推進	取組の内容	マイナンバーを活用した行政手続きのオンライン申請等を推進することにより、住民サービスの向上を図る。
	甲の役割	マイナンバーを活用した行政手続きのオンライン申請等の推進に向けた圏域の調整を図る。
	乙の役割	甲と連携しながら、マイナンバーを活用した行政手続きのオンライン申請等の推進に向け、乙の組織内の調整を図る。

② 道路等の交通インフラの整備

物流基盤の連携の整備	取組の内容	既存企業の競争力強化及び新たな企業立地を促進するため、物流の活性化に関する取組を行う。
	甲の役割	J R 貨物コンテナヤードや重要港湾細島港、東九州自動車道及び九州中央自動車道等の物流基盤の結びつきの強化や活用法等について、乙と共同して、圏域の物流の活性化に向けた研究や取組を行う。
	乙の役割	甲と共同して、圏域の物流の活性化に向けた研究や取組を行う。
交通ネットワークの整備充実	取組の内容	交流人口の増大や企業誘致の推進並びに救急患者の搬送路及び災害時の迂回路の確保を図り、圏域経済の活性化や安心して暮らせる地域の創造を推進するため、東九州自動車道、九州中央自動車道及び圏域の幹線道路の整備促進や生活道路の整備推進を図るとともに、日豊本線の高速化を促進する。
	甲の役割	(1)東九州自動車道及び九州中央自動車道の早期整備を図るため、建設促進決起大会の実施等の取組について調整を図り、乙と共同してこれを実施する。 (2)国道10号、国道218号、国道388号、主要地方道北方北郷線、主要地方道北方土々呂線、一般県道古江丸市尾線、一般県道八重原延岡線及び一般県道土々呂日向線等の整備を促進する。 (3)日豊本線の高速化の促進に向け、提言活動の調整を図り、乙と共同してこれを実施する。

	乙の役割	<p>(1)東九州自動車道及び九州中央自動車道の早期整備を図るため、甲と共同し、建設促進決起大会の実施等に取り組む。</p> <p>(2)国道10号、国道327号、国道446号、主要地方道中野原美々津線、主要地方道東郷西都線、一般県道土々呂日向線、一般県道高鍋美々津線及び一般県道八重原延岡線等の整備を促進するとともに、乙の市道榎木線、南日向日の平線、奥野小原線等の整備に取り組む。</p> <p>(3)日豊本線の高速化の促進に向け、甲と共同し、提言活動を実施する。</p>
--	------	---

③ 地域内外の住民との交流・移住促進

地域の資源を活かした圏域内の交流	取組の内容	圏域の歴史、文化、伝統芸能等の地域資源を活用した交流を促進する。
	甲の役割	乙と共同して、圏域内に伝承する神楽をはじめ、伝統芸能を中心としたイベント等の開催など、交流人口の増大を図るための取組を支援するとともに、取組の調整を図る。
	乙の役割	甲と共同して、圏域内に伝承する神楽をはじめ、伝統芸能を中心としたイベント等の開催など、交流人口の増大を図るための取組を支援する。
スポーツ合宿の共同誘致	取組の内容	スポーツを活かした圏域づくりのため、圏域内のスポーツ施設・宿泊施設の効果的な整備と活用及び情報発信によるスポーツ合宿の誘致を促進し、圏域内外の住民との交流及び競技スポーツの振興のための拠点づくりを進める。
	甲の役割	甲の区域のスポーツ施設や宿泊施設を整備し、充実を図ることによりスポーツ合宿環境づくりを進め、圏域内外の住民との交流を促進し、また、圏域の関連施設の情報共有化を図りながら、共同して効果的な施設活用のあり方や情報発信等について調査研究を行うとともに、取組の調整を図る。
	乙の役割	乙の区域の施設の充実に努めることによりスポーツ合宿環境づくりを進め、圏域内外の住民のための交流と児童生徒を中心とした競技力向上の場を提供する。併せて、圏域の関連施設の情報共有化を図りながら、共同して効果的な施設活用のあり方や情報発信等について調査研究を行う。

別表第3（第3条第3号関係）

① 宣言中心市等における人材育成

職業系の人材育成	取組の内容	圏域産業の将来を担う広い視野、専門的な知識や技術を備えた個性ある人材を確保し、育成する。
	甲の役割	乙と共同して、職業系高等教育機関の誘致等に取り組むほか、ポリテクセンター延岡等の地域産業のニーズに対応した人材育成機関との連携強化を図るとともに、取組の調整を図る。
	乙の役割	甲と共同して、職業系高等教育機関の誘致等に取り組むほか、ポリテクセンター延岡等の地域産業のニーズに対応した人材育成機関との連携強化を図る。
地域の資源を活かした人材育成	取組の内容	圏域の歴史、文化、伝統、自然、産業、公共施設及び人材等の地域資源を活用し、圏域の将来を担う青少年の健全育成や地域のまちづくりリーダーの養成等に取り組む。
	甲の役割	圏域内住民の生涯学習の推進を図るため、乙と共同して、公共施設の活用や講師の派遣等をはじめ、講演会や学習会等の生涯学習の場の提供を行うとともに、取組の調整を図る。
	乙の役割	圏域内住民の生涯学習の推進を図るため、甲と共同して、公共施設の活用や講師の派遣等をはじめ、講演会や学習会等の生涯学習の場の提供を行う。

② 宣言中心市等における外部からの行政及び民間人材の確保

デジタル技術や基盤を活用した生活機能の強化に係る検討	取組の内容	デジタル技術や光ケーブル網等の通信基盤を医療、教育及び産業等様々な分野において最大限に活用し、定住のための機能確保や地域の活性化を図る方法を検討する。また、デジタル専門人材やケーブルテレビ事業者は技術的なアドバイスを行う。
	甲の役割	(1)乙と共同して、デジタル基盤を活用した事業のあり方について検討を行うとともに、検討にあたっての調整を図る。 (2)(1)の取組を推進するため、甲及び乙が必要と認める圏域外の専門家の招へい等を行う。 (3)乙の行う情報リテラシー向上のための講座等を支援する。
	乙の役割	(1)甲と共同して、デジタル基盤を活用した事業のあり方について検討する。 (2)(1)の取組を推進するため、甲の行う専門家の招へい等に協力する。 (3)甲の行う情報リテラシー向上のための講座等に協力する。

③ 圏域内市町村の職員等の交流

行政職員の人材育成	取組の内容	圏域の活性化や住民サービスの向上を図るため、行政職員の業務遂行能力の育成のための研修を行う。
	甲の役割	圏域の職員を対象とした税等に関する研修の実施に取り組むとともに、取組の調整を図る。
	乙の役割	圏域の職員を対象とした税等に関する研修に参加する。

2 この協定は、令和6年4月1日から効力を生じるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 延岡市東本小路2番地1
延岡市
延岡市長 読谷山 洋司

乙 日向市本町10番5号
日向市
日向市長 十屋 幸平

あらたに生じた土地の確認及び町の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、公有水面の埋立てによって、次の表の左欄に掲げる土地があらたに本市の区域内に生じたことを確認し、同法第260条第1項の規定により、当該土地を同表右欄に掲げる町の区域に編入する。

左 欄		右 欄
位 置	面 積	
日向市竹島町2番1地先の公有水面	9,178.81㎡	竹島町

令和6年2月2日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

第4次日向市農林水産業振興計画の策定について

日向市議会基本条例（平成29年日向市条例第12号）の規定に基づき、第4次日向市農林水産業振興計画を別冊のとおり策定することについて、議会の議決を求める。

令和6年2月2日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

市道の路線の廃止について

市道の路線を次のとおり廃止する。

路線番号	路線名	起点	終点	延長(m)
515	こも無田線	大字財光寺 3396 番 1 地先	大字財光寺 3404 番地先	71.4
518	松原切島山線	大字財光寺 44 番地先	大字財光寺 4603 番 2 地先	399.4
222	本町線	大字富高 7935 番 2 地先	本町 7997 番 3 地先	399.1

令和6年2月2日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

市道の路線の変更について

市道の路線を次のとおり変更する。

路線番号	路線名	起点	終点	延長(m)
489	長江割野線	大字財光寺507番2地先	大字財光寺955番2地先	115.9

令和6年2月2日 提出

日向市長 十屋 幸平

市道の路線の認定について

市道の路線を次のとおり認定する。

路線番号	路線名	起 点	終 点
38	三ツ枝通線	大字財光寺字三ツ枝	大字財光寺字樋ノ口
518	松原線	大字財光寺字沖町	大字財光寺字焼蒔
1220	財光寺南 20 号線	大字財光寺字大原	大字財光寺字大原
1237	財光寺南 37 号線	大字財光寺字割野	大字財光寺字菰無田
1243	財光寺南 43 号線	大字財光寺字沖ノ下	大字財光寺字沖ノ下
1267	財光寺南 67 号線	大字財光寺字木原	大字財光寺字木原
1268	財光寺南 68 号線	大字財光寺字木原	大字財光寺字木原
1280	財光寺南 80 号線	大字財光寺字松原	大字財光寺字松原
1288	財光寺南 88 号線	大字財光寺字堀り田	大字財光寺字南屋敷
1289	財光寺南 89 号線	大字財光寺字堀り田	大字財光寺字堀り田
1292	財光寺南 92 号線	大字財光寺字堀り田	大字財光寺字堀り田
1301	財光寺南 101 号線	大字財光寺字焼蒔	大字財光寺字松原
1305	財光寺南 105 号線	大字財光寺字焼蒔	大字財光寺字堀り田
1328	財光寺南 128 号線	大字財光寺字中ノ丸	大字財光寺字中ノ丸
222	本町線	本町	本町

令和 6 年 2 月 2 日 提出

日向市長 十 屋 幸 平